

2012年度活動テーマ
放射能に打ち克つ身体づくり
人々の協力で被災地復興と再生
発酵と復興 2年目

【ものづくり 人づくり 地域づくり】 東海第2原発運転差止訴訟

二度と子供たちを被ばくさせてはならない。
二度と大地と海の汚染を許さない！
すべての原発を廃炉に！

東海第2原発運転差止め

を求めて、7/31（火）水戸地裁へ提訴します。

被告は国および日本原電（株）

原告 250 名に、賛同 450 名を加えて総勢 700 名の訴訟団、66 名の弁護士団で廃炉決定まで頑張ります。

常総生協からは原告 51 名、賛同 142 名（生産者、関係者を含む）が名を連ねます。常総生協が訴訟団事務局を担います。



水戸地裁

生協の仲間のお母さんたちもたくさん原告になっています。マイクロバスを出します。（守谷生協本部、つくば駅バスロータリー、龍ヶ崎牛久、土浦）

7.31 水戸集会・デモ・提訴にぜひごいっしょしませんか！

ごいっしょできる方は、生協までTEL連絡下さい。(tel 050-5511-3926 米山まで)

- 提訴集会 12:30 ~ 13:40
水戸文化交流プラザ6F（水戸市五軒町 1-2-12）
訴えの意思統一（訴状骨子、訴えの論点）
- デモ 14:00 ~ 14:30
国道 50 号線～水戸地裁まで正味徒歩 20 分
- 提訴 15:00 -
水戸地方裁判所へ（水戸市大町 1-1-38）
- 記者会見 15:30 ~ 茨城県弁護士会館別館



私たちはなぜこの訴えを起こすのか（前編）・・・「訴状」はじめにより

第1章 はじめに

第1 わたしたちはなぜこの訴えを起こすのか

1 原子力発電によって生み出される核分裂生成物は人類・生命と相容れない

科学史家の山本義隆は「自然には起こることのない核分裂の連鎖反応を人為的に出現させ、自然界にはほとんど存在しないプルトニウムのような猛毒物質を人間の手でつくりだすようなことは、本来、人間のキャパシティーを超えることであり許されるべきではない」と喝破している。

核分裂連鎖反応は核分裂生成物（＝死の灰）を生み出す。それは生命を傷つけ、空気を犯し、大地も海も犯し、人間などあらゆる生命とは共存できない猛毒物質である。

『原子力基本法』第1条（目的）は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来のエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、以て人類の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」としている。

だが、その第3条で定義されるように、『原子力』とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。「原子核変換の過程」とは、核分裂連鎖反応に他ならず、核分裂生成物（＝死の灰）の製造と表裏の関係にある。『基本法』はこのことに目をつぶっている。

だが、福島第一原発事故は、生命への危害と不安、生活の破壊、コミュニティーの破壊という国民の犠牲をもって、この『基本法』の隠された側面を白日の下にさらし、その目的とは真逆の「人類の福祉と国民生活」を破壊する存在であることを国民の前に明らかにした。

「人間のキャパシティーを超える」ということの意味は、単に核分裂連鎖反応をコントロールできないというだけでなく、そこから生み出される核分裂生成物の無毒化・無害化、あるいは消滅化の技術はない、人間にはその技術がつかれない、何故なら地上の自然の原理にないものだから。第二に核分裂生成物を厳重に封じ込めて生命の存する環境に出さないような技術は不可能だということ。たとえ事故が起きなくても、常にその内部で被ばく労働を不可避とするシステムであり、原発を稼働させるだけで核分裂生成物は溜まり続け、数万年もの間、後世に危険を残し倫理的にも許されない。

人類の福祉と国民生活の向上をまったく否定する存在である。

核分裂生成物の生成と汚染・被ばくは、人類福祉とは原理的に相容れず、日本国憲法に規定された幸福追求権（13条）、生存権（25条）、財産権（29条）を否定するものである。最悪・最低の技術である。このような技術は人間が用いるべきではない。今が、それを捨てる潮時なのである。

ましてや、原発事故を引き起こし世界を放射能汚染させた当事者が世界に原発を輸出するなど人類の福祉を踏みにじるものであり、言語道断である。

2 原告住民の思いと被告

私たち原告住民らは1973年東海第2原発設置許可取消訴訟を提起し、原子力発電という巨大技術の運用があらゆる自然的条件・社会的条件と管理能力からして重大事故と災禍をもたらす危険性を訴えてきた。

しかし、国もそして当時の裁判所すらも住民の訴えを「根拠のない杞憂」として耳を傾けようとはしなかった。それが福島第一原発で「現実」のものとなってしまった。福島の人々をはじめ周辺住民の被ばくと苦難を前に、悔やんでも悔やみきれない。

私たち原告住民は、福島の人々と共に災禍を受け、放射線の被ばくを受けた当事者であり、生活の糧である大地と海の放射能汚染被害の当事者である。

地元茨城県の市民、多くの母親、農民、漁業関係者はじめ、福島県に留まって苦難を引き受けている者、福島から山形県に避難した者、宮城県で生業とする魚を汚染された者、そして福島第一原発から100～200km離れてなおホットスポットとして汚染された千葉県、栃木県、そして首都東京都、神奈川県、お茶まで汚染された静岡県に及ぶ。さらに東海村JCO臨界事故の中性子線を浴びて健康被害、精神的被害を受けた本人も原告となっている。

私たちは、被ばくの実態と恐怖と不安、そして人権・生活の破壊、財産権の剥奪、家族や地域社会（コミュニティー）の破壊、生産者と消費者のつながり、都市と農村の結びつきの破壊を、事実をもって示す。

私たち原告住民は「3.11以前の居住、仕事、生活、地域社会、安心して暮らせる環境に戻してくれ」と思うだけである。だが、原発事故による生存権・財産権・幸福権の剥奪と社会関係の破壊、森・畑・湖沼・海の汚染はとりかえしがつかない。だからこの身をもって「二度と同じ過ちは繰り返さないでくれ」「かけがえのないものをふたたび奪わないでくれ」と声を絞り出して訴えるものである。

すでに原告住民らは、東海第2原発の再稼働停止と廃炉を求める17万余名の署名を、被告日本原子力発電株式会社（以下日本原電）に提出した。しかし被告日本原電はその声に応えようとしていない。

「事業者の責任は原子炉の安全を確保することで、周辺住民の避難などの安全確保は国と地方自治体の責任」と言って憚らない。挙げ句に「電気がなくて暮らせますか？ どういう社会をつくるか国民がよく議論されたい」と言い放った。

今だに原子炉内に人間が立ち入れず事故原因さえ説明されていないにもかかわらず「福島事故を教訓に万全の安全対策を取る」として、再稼働方針を変えていない。「人間のキャパシティを超える」ことの教訓が認識されていない。

地元東海村村上村長はJCO臨界事故、そして今回の福島第一原発事故に対する国の対応を見て、住民の生命と安全を守ろうとしない国に原子力を扱う資格なしとして、脱原発を明確にし、原発がなくてもやっていける村づくりを宣言した。

茨城県内19市町村の首長が東海第2原発再稼働への反対を表明している。茨城県内17市町村議会で東海第2の再稼働に反対する意見書が採択され、国に意見書が提出されている。大きな被害を受けたJA茨城県中央会や、茨城沿岸地区漁業協同組合連合会も東海第2原発の再稼働反対の決議をしている。

しかし、国はこうした住民の声に耳を傾けるどころか、大飯原発の再稼働の政治判断を見せつけ、再び全国の原発の再稼働を示唆している。

住民が、普通の母親が、大地・海を生業にする農漁民が、あたりまえの安心の暮らし、安心の食、安心の生活の糧、家族や地域社会の人々の穏やかな結びつき、子どもたちが自然の中で伸び伸び暮らせる環境を求めるに、なにゆえこのような「訴訟」まで起こさなければならないのか、裁判長はその切実な思いを受け止めて欲しい。

3 福島原発事故と私たち

福島原発事故は、国策の結果としての「人災」である。「過酷事故は起きない」として「安全神話」を作り上げて事故時の対策を怠り、事故あるとき無為無策で被害を拡大させた。これは「国家の過失・犯罪」である。

国は、自ら引き起こした災害に対して、国民に対していかなる仕打ちをしたか。

SPEEDIの情報を隠して住民を被ばくさせ、法定の公衆被ばく線量を超えていても違法状態であることを認めないまま、なし崩しに暫定基準を作って経済的損得から避難させることを避けてその判断を住民に丸投げし、現存する被ばくを受忍させ、地域住民のコミュニティーを破壊していった。

国家として国民を守る義務を放棄したと言うより、国家が国民に危害を加えた行為である。国民を被ばくさせない能力もない国は原発の運転を許可する資格はない。

今、福島の災禍は、日々に伝えられているように、「原発事故あるときは周辺住民は国によって見捨てられる、いつだって犠牲にさせられる」という事を国民の前に明らかにした。JCO臨界事故で中性子線を浴びて健康を害しても国及び裁判所はその因果関係を認めなかった。

今、再び同じことが繰り返されると考えるのは杞憂か？ 私たちが同じ扱いを受けると考えるのは人間としての当然の発想である。

なぜなら、原爆投下から67年という年月を経る今でも原爆症認定訴訟が各地で続けられ、水俣病においても公式認定から56年経た今もなお水俣病の認定申請は続いている。なるべく被害を小さくしようとしてきた国の不作為と判断がこれほど長期に被害者を苦しめてきた。

福島原発事故は終わっていない。国や電力会社は、国土を放射能で汚染し、住民を被ばくさせ、土地から追い出し、数百年にわたって住めない国土を作ったという歴史的な大事件の責任をどのように考えているのか。

そして今、汚染と被ばくを受け避難せざるを得なかった福島およびその周辺の広範な人々の生活権は剥奪されたままであり、基本的な人格権を侵害されている違憲状態にある。被ばくの実態は隠蔽され、過小評価の圧力に晒され、被ばくを当たり前のように受忍せよという「新たな神話」づくりが始まっている。

私たちは同じ国民として、これらの災禍の苦難の歴史と今の現実からしか未来を考えられない。この被災の歴史を身体に刻み、社会のあり方を変えられるかは国民に課せられた歴史的課題である。 (後編 次号)

8/24-25 綿ぶとんを送った福島の仲間の親子が保養をかねて綿の里見学と交流に来ます。親子でごいっしょ交流しませんか！



私たちの仲間の生協、あいコープ福島で「この地で生み、育てる」と決心したお母さんたちに、理事長の綿畑から収穫したコットンボールを、生協の組合員さんが本部に集まって、3ヶ月をかけて綿織りし、それを水海道の川亀製綿さんをお願いして赤ちゃん用のベビー布団に打ってもらい、昨年秋手渡してきました。

そして、「元気な赤ちゃん生まれましたよ！」「頂いたお布団に兄弟で寝ています！」「手作りの綿ぶとんだからでしょうか、赤ちゃんスヤスヤ寝ています」とお便り頂いてました。

夏休み、福島の親子家族が、このお布団の綿畑の見学を兼ねて保養に来ます。福島でがんばっている親子とぜひ交流し、つながり、励ましあいませんか！親子いっしょに交流しましょう！

日程は右の通りですが、ごいっしょできる①～③のうち、どこでもOKです。

24日は直接レイクサイドつくばにどうぞ。プールでごいっしょする場合は小中学生500円、それ以上の大人は1,000円です。

25日は駐車場がないことから半日コースで生協本部からマイクロバスで出発します(8:30集合)。

参加申込は、生協本部 tel 050-5511-3926 までお申し込み下さい。

あいコープふくしま「家族でミニ避難」

綿畑見学とプールで遊ぼう！放射能に負けない心と体、そして絆をつくろう

【日時】8/24(金)～25(土)

(24日) 11:30 レイクサイド着

① 12:30～15:30 プールで遊ぼう
ロビーでも自由交流
(わたくり、糸つむぎ体験)

② 16:00～わたの里見学

宿泊：つくば市レイクサイドつくば

(25日)

③ 8:30～12:00

水海道ふとん屋さん見学

わたくり体験、

スライド(綿ぶとんができるまで)



元気に生まれましたよ！
くるみちゃん(中)
6月あいコープ福島総代会にて



昨年10月、ふとんの贈呈であいコープふくしまを訪問。みんなでいっしょに綿くり交流。

つくばの組合員さんによる自主映画上映会(お勧め)

” Hibakusha ”

原発事故後の日本を記録したドキュメンタリー「広島から福島へ続く原子力ビジネス」日本版(監督/ラルフ・T・ニーメイヤー、ドロテー・メンツナー)(67分)

なぜ日本人は原子力から抜け出せなくなったのか？今年2月に来日、綿密な取材をもとにドイツ人監督が描くドキュメンタリー。日本で報道されない数々の事実。ドイツ、フランスでテレビ放送され大きな反響を呼んだ作品。お勧めです。

【上映日程】

○7/29(日) 19:00～21:00
○7/31(火) 16:30～18:30
○8/5(日) 10:30～12:30

【上映場所】

つくば市市民活動センター
(つくば市吾妻1丁目10-1つくばセンタービル1階 Tel: 029-855-1171)

【参加費】500円

席に限りがありますので、事前にメールでご連絡下さい。

氏名、人数、希望日をご記入の上、nonukes298@gmail.com まで

【主催】ドキュメンタリー hibakusha” 上映実行委員会 和田

『脱原発』パブリックコメントを送ろう！

(7/16 脱原発10万人集会で坂本龍一さんが呼びかけ)

政府は、今後の原発政策のあり方について、市民からの意見(パブリックコメント)を8月12日まで求めています。

政府の「エネルギー・環境会議」は2030年までの日本の原発のあり方に関する選択肢として、原発ゼロ(脱原発シナリオ)、原発依存度15%(原発増設可能シナリオ)、原発依存度20～25%(原発まい進シナリオ)の3つを提示し、市民からの意見を受けて8月には決定します。

WebやFAXで「原発ゼロ」意見を送って、脱原発社会をめざしエネルギー政策を変えさせましょう。

【対象】「エネルギー・環境に関する選択肢」に対するパブリックコメント

<http://www.npu.go.jp/policy/policy09/archive01.html>

【期間】7月2日～8月12日まで

(FAX送信先) 03-6368-9460 エネルギー・環境会議事務局「エネルギーに関する選択肢」に対するパブコメ係